

福岡県医発第1033号(保)

平成16年 9月10日

各 医 師 会 長 殿



福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



京都府医師国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明





(公印省略)

16国援第83号-16
平成16年9月1日

福岡県医師会長 殿
福岡県歯科医師会長 殿
福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長
(施設医療係)

京都府医師国民健康保険組合の一部負担割合の改正について (通知)

このことについて、別添(写)のとおり、京都府保健福祉部高齢・保険総括室医療保険
室長から通知がありましたので、お知らせします。





6 医 保 第 1 6 0 号
平成 1 6 年 8 月 2 0 日

各都道府県国民健康保険主管課長 様

京都府保健福祉部高齢・保険総括室
医療保険室長

京都府医師国民健康保険組合の一部負担割合の改正について(通知)

京都府医師国民健康保険組合から、一部負担割合の変更について認可申請があり、国民健康保険法第 2 7 条第 2 項の規定により、認可されましたので通知します。

なお、改正内容は下記のとおりですので、関係機関へお知らせいただきますようお願いいたします。

記

1 改正内容

一部負担割合について

	改 正 後	現 行
組合員・准組合員	3 割	2 割
組合員・准組合員		入院 2 割
以外の被保険者		入院以外 3 割

ただし、3 歳未満、7 0 歳以上の被保険者を除く

2 組合規約改正の施行年月日

平成 1 6 年 1 0 月 1 日

担 当	国 保 担 当
電 話	(075) 414-4613



新 旧 対 照 条 文

現 行	改 正
第3章 保険給付 〔一部負担金〕 第17条 保険医療機関又は保険薬局（以下この規約において「保険医療機関等」という。）について療養の給付を受ける際の一部負担割合は、当該給付に要する費用の下記の区分による。 Ⅲ 組合員（第3号から第5号までに掲げる場合を除く。以下この条において准組合員、その他の被保険者についても同じ。）及び准組合員 2 割 Ⅳ 組合員の家族並びに准組合員の家族である被保険者 入院 2割・入院外 3割 Ⅴ 3歳に達する日の属する月以前である場合 2 割 Ⅵ 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 1 割 Ⅶ 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定するものに限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 2 割	第3章 保険給付 〔一部負担金〕 第17条 保険医療機関又は保険薬局（以下この規約において「保険医療機関等」という。）について療養の給付を受ける際の一部負担割合は、当該給付に要する費用の下記の区分による。 Ⅲ 次号から第4号までに掲げる場合以外の場合 3 割 削 除 Ⅴ 3歳に達する日の属する月以前である場合 2 割 Ⅵ 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 1 割 Ⅶ 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定するものに限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 2 割
	附 則 〔施行期日〕 1 この規約は平成16年10月1日から施行する。